

告 示

埼玉県告示第六百七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県三郷市戸ヶ崎四丁目二十八番二の一部、二十八番五、二十九番五、二十九番六の一部、二十九番八、二十九番九の一部、戸ヶ崎字関戸千六百八十九番八十五、千六百八十九番八十九の一部、千六百八十九番九十の一部、千六百八十九番九十三の一部、千六百八十九番九十四の一部、千六百八十九番九十五の一部）

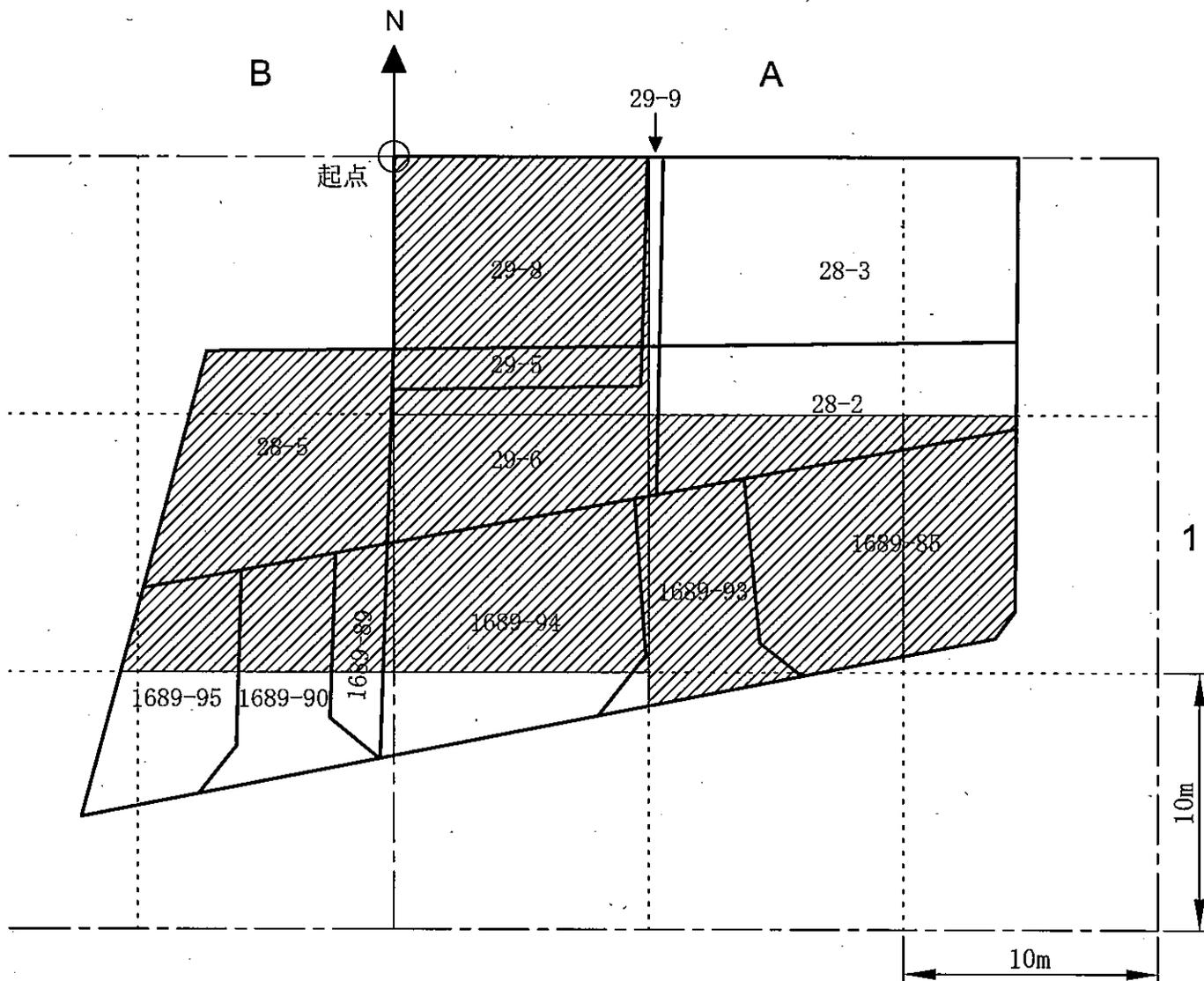
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

別図



起点
 起点は三郷市戸ヶ崎4丁目29番地の最北端とする。

格子の回転角 0°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右回りに回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域